

八王子市妊産婦・乳幼児保健指導実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日施行

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和元年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的理由により保健指導を受けることが困難な妊産婦、乳幼児に対して必要な保健指導（以下「事業」という。）を受けられる機会を与えるために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 対象は、八王子市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当する世帯に属する妊産婦、乳幼児とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する保護を受けている世帯（単給世帯を含む）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条の規定により市町村民税を課されていない世帯

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、八王子市（以下「市」という。）とする。

(事業の委託)

第 4 条 事業は、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 15 条第 2 項に規定する第 1 種助産施設又は八王子市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めた医療機関（以下これらを「実施医療機関」という。）に委託し、実施するものとする。

2 保健指導委託料の審査及び支払に関する事務は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託するものとする。

(申請)

第 5 条 事業を利用しようとする者は、保健指導票交付申請書（平成 19 年 3 月 30 日規則 53 号八王子市母子保健法施行規則第 2 条第 2 項第 2 号様式（様式略））に、母子健康手帳及び第 2 条の対象者であることを証明する書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受けたときは、第 2 条に定める対象者であることを確認し、母子保健法保健指導票交付台帳（八王子市母子保健法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号様式（様式略））に所定事項を記入のうえ、保健指導票（八王子市母子保健法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号様式（様式略））を交付するものとする。

2 保健指導票は甲、乙、丙の 3 枚複写とし、市長は甲票及び乙票を交付する。

甲票・・・医療機関依頼用兼医療機関控

乙票・・・費用請求用

丙票・・・区市町村発行控用

3 市長は、保健指導票に次の各号に定める事業・住所コードを記入して交付する。

(1) 妊婦保健指導・・・217240

(2) 産婦保健指導・・・227249

(3) 乳幼児保健指導・・・237248

(保健指導の内容)

第7条 保健指導票の交付を受けた者は、当該保健指導票を実施医療機関に提出し、おおむね次に定めるものとし、医師が必要と認めた保健指導を無料で受けられるものとする。

(1) 一般保健指導

- ア 診察（初診又は再診）
- イ 血圧測定
- ウ 梅毒血清反応検査
- エ 尿検査
- オ 事後指導

(2) 歯科保健指導

- ア 診察（初診又は再診）
- イ 普通健診
- ウ 精密健診（歯科レントゲン）
- エ 予防処置

(3) 新生児聴覚検査

なお、保健指導票は、診察、検査をはじめ、療養の指導、疾病の予防及び健康増進に必要な保健上の指導を行うものであり、治療及び単なる身体検査とは異なるものである。

(有効期間及び交付枚数)

第8条 保健指導票の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦については、交付の日から分娩日までとする。
- (2) 産婦及び乳幼児については、交付の日から1か月間とする。
- (3) 初回新生児聴覚検査については、対象児が生後50日に達する日までとする。
- (4) (1)から(3)のいずれの場合も1枚につき1回限りとする。

2 保健指導票の交付枚数は、原則として1回の申請に対し1枚であるが、特に妊婦については申請時における妊娠月数を考慮し、市長が約2か月間の保健指導に必要と認める枚数分を交付することができる。

(委託料)

第9条 実施医療機関が保健指導を実施したことによる委託料は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に基づき算定した額(以下「算定額」という。)に、消費税相当額(1円未満の端数は切り捨てる。)を加えたものとする。ただし、妊婦、出産の日以後2か月以内の産婦及び出生後引き続き入院中の新生児については、消費税が非課税であるため、委託料は算定額のみとする。

2 実施医療機関は、委託料の請求に当たり、当月分の保健指導票の乙票(費用請求用)と保健指導総括票の甲乙を添えて、を翌月10日までに連合会に提出するものとする。

(事後措置)

第10条 市長は、連合会から保健指導実施後の保健指導票を受けたときは、保健指導の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要するものについては、適切な措置を講ずるものとする。

(周知)

第11条 市長は、広報等を活用するとともに、関係各課、民生委員、実施医療機関等を通じて、市民に対し事業の周知を図るものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。